

様式第 39 号(第 38 条関係) (表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日
様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長

印

第 22 条第 1 項
神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第 22 条第 2 項 の規定に基づき、退職
第 22 条第 3 項

手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として（被告を代表する者は神奈川県市町村職員退職手当組合長）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第 22 条第 1 項
(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第 22 条第 2 項 の規定により控除され
第 22 条第 3 項
る失業者退職手当額)

円

様式第 39 号（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 17 条第 1 項及び第 22 条第 6 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要の文字は、抹消すること。